

## 「しずおか子育て優待カード」を平成22年度以降も継続します

県と市町の協働事業として実施してきました「しずおか子育て優待カード事業」を、引き続き実施します。

協賛店舗による応援サービスは、協賛店舗の善意と協力によるものです。ルールを守ってみんなで気持ちよく利用しましょう。

### しずおか子育て優待カード事業とは!?

- 18歳未満の子どものいる「子育て家庭」と妊娠中の方に「しずおか子育て優待カード」を、各市町で配付します。
- 買物や飲食などの際に、このカードを協賛店舗で提示すると、お店が定めた「応援サービス」が受けられます。(子ども同伴が条件です。妊娠中の方は母子手帳を提示してください。)
- カードは、県内全ての協賛店舗・施設で利用できます。
- カード事業の目的
  - ① 子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって応援する
  - ② 地域とのふれあいの中で、子育ての孤立感をなくす
  - ③ 子どもと保護者とのふれあいを深める

### どこのお店が協賛しているの!?

- 協賛店舗は、ステッカー、ポスター、ミニのぼりを掲示しているお店です。
- 県のホームページでは、県内全ての協賛店舗をご覧いただけます。

「キーワード」、「区分(買物、飲食、宿泊、遊び、学び、その他)」、「店舗名」、「所在市町」により検索できます。

(パソコン) <http://shoushika.pref.shizuoka.jp/>

(携帯電話) 静岡県公式モバイルサイト (<http://www.pref.shizuoka.jp/m/>)  
カード表に記載されているQRコードから、簡単にアクセスできます。

(動画サイト) <http://bb.pref.shizuoka.jp/list.asp?cate=2&id=1562>

### 利用にあたってのお願い

- ・ カードの裏面にお子様の氏名、生年月日を記入してください。
- ・ ご家庭の全てのお子様がいま18歳になった場合は、ご使用できませんのでご了承ください。
- ・ 「応援サービス」等については、変更となる場合がありますので、使用時にご確認ください。

### 問合せ先

静岡県企画部調整室(少子化対策担当)

電話 054-221-2037 FAX 054-271-5494 E-mail [chousei@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:chousei@pref.shizuoka.lg.jp)  
東伊豆町住民福祉課福祉係 電話 95-6204

新カード



ステッカー



ミニのぼり

